

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>前払輸入保険運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00037 沿革 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(対象取引の相手方)</p> <p>第 3 条 前払輸入契約に基づく相手方(前払金を支払う相手方)は、約款第 3 条第 1 号から第 9 号までの事由をてん補する場合は「<u>海外商社名簿について</u>」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063)第 1 条に基づき作成された海外商社名簿(以下「名簿」という。)において<u>与信管理区分 G、E 又は P に格付けされているもの</u>、約款第 3 条各号の事由をてん補する場合は<u>与信管理区分 G 又は E (EC を除く。)</u>に格付けされているものに限るものとする。この場合において、格付け又は名簿への登録の有無は、前払輸入保険の申込日を基準とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>前払輸入保険運用規程</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00037 沿革 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正 <u>平成 18 年 3 月 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(対象取引の相手方)</p> <p>第 3 条 前払輸入契約に基づく相手方(前払金を支払う相手方)は、約款第 3 条第 1 号から第 8 号までの事由をてん補する場合は「<u>海外商社名簿について</u>」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063)第 1 条に基づき作成された海外商社名簿(以下「名簿」という。)において<u>GS 格、GA 格、GE 格、EE 格、EA 格、EM 格、EF 格、EC 格、PN 格、PU 格又は PT 格に格付けされているもの</u>、約款第 3 条各号の事由をてん補する場合は<u>GS 格、GA 格、GE 格、EE 格、EA 格、EM 格又は EF 格に格付けされているもの</u>に限るものとする。この場合において、格付け又は名簿への登録の有無は、前払輸入保険の申込日を基準とする。</p> <p>以下 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>